

大分市建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等の競争入札参加における
障害者雇用促進企業に対する優遇措置に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、大分市建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等の競争入札において、障害者雇用促進企業の入札参加機会を拡大することにより、障害者の雇用の促進に寄与することを目的とする

(定義)

第2条 この要領における障害者とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）（以下「法」という。）第2条第2号から第6号までに規定する身体障害者、重度身体障害者、知的障害者、重度知的障害者、精神障害者をいう。

2 この要領における障害者雇用促進企業とは、次のいずれにも該当する者で市長の登録を受けたものをいう。

- (1) 大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱（平成17年大分市告示第1616号）又は大分市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査要綱（平成17年大分市告示第1700号）（以下これらを「資格審査要綱」という。）に基づく入札参加資格を有する者であること。
- (2) 大分市内に本店を有する者であること。
- (3) 法第43条に規定する常時雇用する労働者の数（以下「常時雇用労働者数」という。）が40.0人以上の事業主にあつては次条に規定する障害者雇用促進企業の届出を行った日（以下「届出日」という。）以前少なくとも3月障害者を雇用し、かつ、法定雇用障害者数（常時雇用労働者数に100分の2.5を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。））以上の障害者を雇用している者、常時雇用労働者数が40.0人未満の事業主にあつては届出日以前少なくとも3月身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた障害者を1人以上雇用している者であること。

(障害者雇用促進企業の届出)

第3条 障害者雇用促進企業の登録を受けようとする者は、障害者雇用促進企業届出書（様式第1号）を市長に届け出るものとする。

2 障害者雇用促進企業は、前項の規定による届出後、障害者の退職等により前条第2項各号の規定に該当しなくなった場合は、第5条に規定する優遇措置を受けることができない。この場合において、障害者雇用促進企業は、7日以内に障害者雇用促進企業非該当届出書（様式第2号）を市長に届け出なければならない。

(障害者雇用促進企業の登録等)

第4条 市長は、前条第1項の規定による届出があつたときは、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日に障害者雇用促進企業を障害者雇用促進企業名簿に登録するものとする。

(1) 資格審査要綱の規定に基づく入札参加資格申請書の提出期間（以下「提出期間」という。）内に行われた届出

ア 入札参加有資格者名簿に登録されている者については、4月1日

イ 入札参加有資格者名簿に登録されていない者については、入札参加有資格者名簿に登録された日

(2) 提出期間後に行われた届出

ア 入札参加有資格者名簿に登録されている者については、届出日の属する月の翌々月の初日

イ 入札参加有資格者名簿に登録されていない者については、提出期間が次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日とする。

(ア) 2月1日から3月10日まで 4月30日までに行われた届出にあつては入札参加有資格者名簿に登録された日とし、5月1日以降に行われた届出にあつては当該届出日の属する月の翌々月の初日

(イ) 4月1日から5月31日まで、6月1日から8月31日まで及び9月1日から11月30日まで 届出が行われた日の属する月の翌々月の初日

2 前項の規定による登録の有効期間は、障害者雇用促進企業を障害者雇用促進企業名簿に登録した日から障害者雇用促進企業名簿に登録した日の属する年度の3月31日までとする。

3 市長は、第1項の規定による登録をしたときは、障害者雇用促進企業を公表するものとする。

4 市長は、前条第2項の規定による届出があつたときは、障害者雇用促進企業の登録を取り消すものとする。

(障害者雇用促進企業への優遇措置)

第5条 市長は、大分市建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等の競争入札において、障害者雇用促進企業に対し、入札参加資格要件の緩和等の優遇措置を講じることができるものとする。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に改正前の大分市建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等の競争入札参加における障害者雇用促進企業に対する優遇措置に関する要領の規定によりなされた登録、手続その他の行為は、改正後の大分市建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等の競争入札参加における障害者雇用促進企業に対する優遇措置に関する要領の規定によりなされた登録、手続その他の行為とみなす。

(常時雇用労働者数の特例)

3 当分の間、第2条第2項第3号中「法第43条に規定する常時雇用する労働者の数」とあるのは、「法附則第3条第2項の規定により読み替えられたその雇用する労働者の数」とする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年6月1日から施行する。

(平成25年度の特例)

2 この要領の施行の際現に障害者雇用促進企業に登録されている者（以下「既登録者」という。）

であって、要領第3条に規定する障害者雇用促進企業に該当するものの登録の有効期間は、改正後の要領第4条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

- 3 市長は、既登録者が前項の障害者雇用促進企業に該当するかどうかを確認するため、当該既登録者に対し必要な書類の提出を求めることができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前に改正前の大分市建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等の競争入札参加における障害者雇用促進企業に対する優遇措置に関する要領の規定によりなされた登録、手続その他の行為は、改正後の大分市建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等の競争入札参加における障害者雇用促進企業に対する優遇措置に関する要領の規定によりなされた登録、手続その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前に改正前の大分市建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等の競争入札参加における障害者雇用促進企業に対する優遇措置に関する要領第3条第1項の規定により届出を行った者に係る登録については、令和3年2月28日までの間、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第4条の規定による登録に関し必要な行為は、この要領の施行前においても、この要領の例により行うことができる。